書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３９号
松江市内中原町209番地４、商業登記簿上の本店所在地松江市上乃木９丁目18番24号
破産者　有限会社相見電器商会
異議申述期間　平成25年10月15日まで
平成25年８月20日　　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
松江市内中原町209番地４
破産者　相見　利夫
異議申述期間　平成25年10月15日まで
平成25年８月20日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
宮崎県日南市大字東弁分甲1031番地１
破産者　井野美沙子
異議申述期間　平成25年10月21日まで
平成25年８月20日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０４２号
東京都墨田区両国２丁目10番６号
清算株式会社　株式会社サテライト朝日
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の特別調査期間

平成２４年（ミ）第１２・１３号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋クラブ
主文　更生債権等の特別調査期間を平成25年９月４日から平成25年９月６日までとする。
平成25年８月19日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２５年（再）第４３号
沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志山之堂原2088番99新沖縄・ＺＫＲ本店ビル
再生債務者　株式会社ＺＫＲ（旧商号株式会社全管連）
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
平成25年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４４号
東京都港区芝３丁目６番10号新東京ビル７階
再生債務者　株式会社キャピタルＦ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
平成25年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４５号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地519白浜ホープヒルズ販売センター
再生債務者　株式会社住光
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
平成25年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４６号
静岡県熱海市下多賀字前耕地171番地10ＪＲ網代駅前１階
再生債務者　株式会社ノシアス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
平成25年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２４年（再）第１３号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番７―1302号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中４丁目19番10号Ｈ＆Ｅビル４階
再生債務者　ほしの耳鼻咽喉科こと星野隆英こと　崔　　隆英
主文　平成24年９月21日にした監督命令を取り消す。
平成25年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第２１号
鳥取市富安２丁目70番地
再生債務者　株式会社ナカニシ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年８月15日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２５号
愛知県丹羽郡大口町大字小口字地蔵堂88番地１
再生債務者　今井　和則
１　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月９日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（再イ）第１０１号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目14番27号
再生債務者　崎坂　勝幸
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月13日から平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第３９号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目１番１―101号
再生債務者　田中　智子
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月13日から平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第８１号
埼玉県加須市陽光台２丁目843番地８
再生債務者　鵜野めぐみ
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月９日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３１号
愛知県刈谷市東境町昭山52番地６
再生債務者　馬庭　友子
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月９日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第１３１号
札幌市厚別区厚別北１条１丁目１番１―401号
再生債務者　金子　　稔
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１６７号
札幌市東区北13条東４丁目１番24―201号
再生債務者　吉安　高広
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部